

# 社団法人 埼玉県情報サービス産業協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、社団法人 埼玉県情報サービス産業協会「Saitama Information Service Industry Association 略称・SISIA (サイシア)」という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県さいたま市北区日進町2丁目1864番地10さいたまソフトウェアセンターに置く。

### (目的)

第3条 この法人は、情報化に関する技術の調査研究及び研修を行うとともに、情報化に関する知識の普及啓発を行うことにより、地域社会の高度情報化の促進を図り、もって本県における経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ・ 情報サービス産業の振興に関する事業
- ・ 情報サービス産業に関する技術の研究開発及び研修教育事業
- ・ 情報サービス産業の経営基盤の確立整備に関する事業
- ・ 情報サービス産業に関する国内交流事業及び国際交流事業
- ・ 情報化に関する調査及び啓蒙普及事業
- ・ 情報サービス産業の振興に関わる官公庁、団体その他関係機関との協力連携及び調整
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- ・ 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- ・ 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人
- ・ 名誉会員 この法人に対し功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者

### (入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人である正会員及び賛助会員はこの法人に対する代表者としての権利を行使する者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに会長に届け出なければならない。

### (入会金及び会費)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ・ 退会したとき。
- ・ 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- ・ 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- ・ 2年以上会費を滞納したとき。
- ・ 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会の議決を経て退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員がこの法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員等

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- ・ 会長 1名
- ・ 副会長 4名
- ・ 常務理事 1名
- ・ 理事 (会長、副会長及び常務理事を含む。) 15名以上 20名以内
- ・ 監事 2名

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員(法人の場合にあってはその会員代表者)の中から選任する。ただし、この法人の運営上必要があると認める場合には、理事会の推薦により総会の議決を経て、正会員以外のものを理事に選任することができる。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 会長は、理事の中から常務理事を選任する。

5 会員代表者である理事又は監事が、会員代表者でなくなったときは、あらかじめ理事会の同意を得て第6条第3項の届出のあった会員代表者をもって後任の理事又は監事とすることができる。

(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は会長を補佐し、この法人の業務を遂行する。

4 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第10条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬)

第17条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員において必要があると認める場合には、報酬を与えることができる。

2 報酬の額等については、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第18条 この法人に、名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長、相談役及び顧問に関する事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 この法人の事業を円滑に行うために、理事会の議決を経て、部会及び委員会を設置することができる。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。ただし、賛助会員及び名誉会員の出席を妨げない。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議する。

- ・ 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ・ 総会に付議すべき事項
- ・ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ・ 理事会が必要と認めたとき。
- ・ 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- ・ 監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

- ・ 会長が必要と認めたとき。
- ・ 理事の5分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第24条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第25条 会議の議長は、会長をもってこれに充てる。

(定足数)

第26条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ・ 会議の日時及び場所
- ・ 構成員の現在数
- ・ 総会にあってはその総会に出席した正会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の数及び氏名

- ・ 議決事項
- ・ 議事の経過の概略及びその結果
- ・ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

## 第 5 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 30 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ・ 財産目録に記載された財産
- ・ 会費
- ・ 入会金
- ・ 寄附金品
- ・ 事業に伴う収入
- ・ 資産から生じる収入
- ・ その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 33 条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始の 5 日前までに総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により、その承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から 2 ヶ月以内に総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書の場合において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 会長は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第 34 条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 2 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

## 第6章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第35条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の認可を得なければ変更することはできない。

### (解散及び残余財産の処分)

第36条 この法人は、民法68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、埼玉県知事の許可を得てこの法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

## 第7章 雑 則

### (委任)

第37条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

### 附則

1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第33条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。